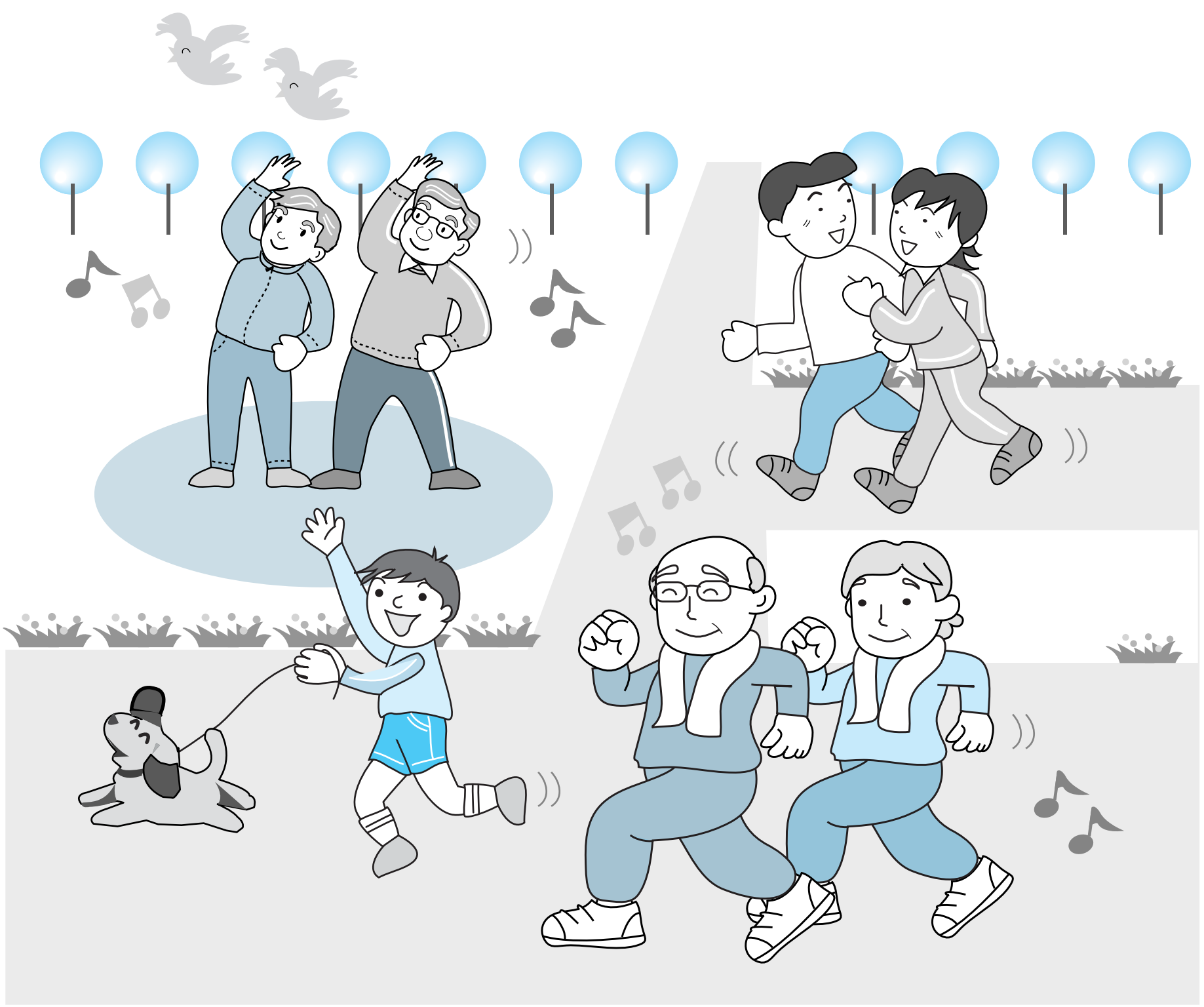


みんなの国民年金

平成22年度国民年金特集号



年金は世代と世代の支え合い

草加市の国民年金

●年金加入状況(平成22年9月末日現在)		●年金受給状況(平成21年度老齢、遺族、障害、福祉等の各年金)	
国民年金	第1号被保険者数(任意加入者含む)……38,626人	受給者数	……42,508人
	第3号被保険者数……20,034人	年金額	……271億7,133万円

※人口：243,111人 世帯数：105,588世帯(平成22年10月1日現在)

草加市

国民年金の手続きはお済ですか？

公的年金制度は20歳から60歳になるまでのすべての方が必ず加入する制度です。
加入の種類は3つあり、就職や結婚などにより加入の仕方が変わることがあります。
その都度、きちんと届出をしないと将来の年金が減ったり、受けられなくなる場合もあります。

人生の節目には、年金の届出をお忘れなく!!

第1号被保険者



農業・自営業、学生、フリーター、家事手伝いなどの方

加入手続
保険年金課・各サービスセンター
保険料は
平成22年度 月額 15,100円 国(日本年金機構)から送付される納付案内書により、全国の銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫・コンビニエンスストア等で納めることができます。 ※納付が困難な場合には、免除制度があります。保険年金課の年金窓口でご相談ください。

第2号被保険者



厚生年金、共済組合に加入している方

加入手続
勤務先
保険料は
標準報酬月額×保険料率 (事業主と被保険者が折半で負担) 保険料は、給与から差し引かれ、加入している年金制度から拠出金として国民年金制度へ負担します。

第3号被保険者



第2号被保険者に扶養されている配偶者(年収130万円未満)

加入手続
配偶者の勤務先
保険料は
配偶者(第2号被保険者)の加入している年金制度から国民年金制度へ拠出しているため、個人で納める必要はありません。 ※配偶者の扶養からはずれる事由(収入の増加、離婚等)が発生した場合、第1号被保険者となりますので必ずお届けが必要になります。

希望すれば加入できる人	◎受給資格期間の足りない人や過去に未納期間などがあり満額の老齢基礎年金が受けられない人で日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人 ◎海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人 ◎昭和40年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内に住んでいる人または海外に住んでいる日本人(ただし、受給資格期間を満たすまで)
-------------	---

第1号被保険者の保険料

定額保険料(平成22年度)……月額 15,100円
付加保険料 ……………月額 400円

(希望により納めることができます。定額保険料に上乗せして納めることで、老齢基礎年金を受け取る際、加算されます。)

保険料の納め方

- 毎月の保険料は翌月末日までに納めます。ただし、口座振替利用者に限り、毎月の保険料を当月末振替とすることで、保険料が50円割引になります。また、前納(前払い)を利用すると保険料が割引になります。
- ※年度途中からでも年度末の3月分までを一括納付すると割引になります。

平成22年度の保険料を各納付方法で前納した時の金額と、比較した割引額							
平成22年度の保険料 (月額保険料×12カ月)		納付書払い		口座振替払い		クレジットカード納付	
		前納額	割引額	前納額	割引額	前納額	割引額
定額	181,200円	177,980円	3,220円	177,400円	3,800円	177,980円	3,220円
定額+付加	186,000円	182,690円	3,310円	182,100円	3,900円	182,690円	3,310円

※割引額は、平成22年度の保険料と各前納額との差額になります。



保険料を納めることが困難な場合、免除制度があります。

- 法定免除 障害年金や生活扶助を受けている方は、届出をすることで免除になります。
- 申請免除 所得が少なく、保険料を納めることが困難なときは、申請し承認を受けることで保険料の全額又は一部が免除になります。

申請免除の種類	免除基準(前年度所得額)	所得審査対象者	備考
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	本人・配偶者・世帯主	申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、受給資格期間(25年以上)に算入されますが、その期間の老齢基礎年金額は右表のように減額されます。
4分の3免除 (保険料4分の1納付)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	本人・配偶者・世帯主	
半額免除 (保険料2分の1納付)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	本人・配偶者・世帯主	
4分の1免除 (保険料4分の3納付)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	本人・配偶者・世帯主	
若年者納付猶予 (30歳未満)	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	本人・配偶者	
学生納付特例	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	本人	

■保険料免除(猶予)期間と年金額

※平成21年3月以前						※平成21年4月以降					
全額納付	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	学生納付特例	全額納付	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	学生納付特例
全額	5/6	2/3				全額	7/8	3/4			
			1/2	1/3					5/8	1/2	

いずれの期間も受給資格期間に算入

ただし、一部免除の承認を受けた期間で一部保険料を納めていない場合、未納期間扱いとなり、受給資格期間に算入されませんのでご注意ください。

- 申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例のポイント これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができ、追納された期間は全額納付と同じ年金額となります。保険料の追納額は、免除等を受けた年度から起算し、3年度目以降に納める場合は当時の保険料に加算額が上乗せされます。

国民年金基金

税制上の優遇や国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。国民年金に上積みしてさらに豊かな老後を保障します。

☆ポイント

- 一般の個人年金に比べて掛金が割安です。
- 掛け金は全額社会保険料控除され、税金が軽減されます。
- 何口からでも加入でき、増減も自由です。
- ☆加入できる方は
- 埼玉県在住で、国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満の方

問合せは 埼玉県国民年金基金

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-2松米浦和ビル2F

0120-65-4192

http://www.kokunenikikin.or.jp

国民年金の給付

1 老齢基礎年金

保険料を納めた期間などが25年以上ある人が65歳から受けられます。

●年金を受給するには、次のような受給資格期間が

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の全額免除、一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- ③第3号被保険者期間
- ④厚生年金や共済組合の加入期間
- ⑤任意加入できる人が加入しなかった期間（合算対象期間）

あわせて(①+②+③)
+④+⑤)=25年
以上必要

●合算対象期間とは 昭和36年4月以降の次の期間などをいいます。(ただし、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。)

- 1) 厚生年金保険、船員保険、共済組合加入者の配偶者で任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
- 2) 学生で任意加入しなかった期間（平成3年3月まで）
- 3) 海外に住んでいた期間
- 4) 厚生年金などから脱退手当金を受けた期間（昭和61年3月まで）

年金額を計算してみよう

792,100円× $\frac{\text{納付済期間}}{\text{月}} + \frac{1/4\text{免除期間}}{\text{月}} \times \frac{7}{8} + \frac{\text{半額免除期間}}{\text{月}} \times \frac{3}{4} + \frac{3/4\text{免除期間}}{\text{月}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{全額免除期間}}{\text{月}} \times \frac{1}{2}$ = (年額) 円

480月（40年間）

※平成21年3月以前の年金額を計算する場合は、1/4免除の場合7/8を5/6、半額免除の場合3/4を2/3、3/4免除の場合5/8を1/2、全額免除の場合1/2を1/3と読み替えて計算してください。

繰上げ請求・繰下げ請求

基礎年金は原則65歳からですが、希望すれば60歳からでも減額した年金を受けられます(ただし、障害基礎年金が受けられなくなるなど給付制限があります)。また、66歳から70歳の間、受け取る年齢を遅らせて増額した年金を受けることもできます。

●なお、一度繰上げ請求すると、生涯減額した年金を受けることになります。

★昭和16年4月1日以前に生まれた人(増減率が年単位)

請求年齢	減額率	請求年齢	増額率
60歳	42%	66歳	12%
61歳	35%	67歳	26%
62歳	28%	68歳	43%
63歳	20%	69歳	64%
64歳	11%	70歳	88%

★昭和16年4月2日以降に生まれた人(増減率が月単位)

●繰上げ減額率=0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

●繰下げ増額率=0.7%×繰下げ月数

2 遺族基礎年金

亡くなった人が、次のいずれかの要件（①～③）に該当し、その人に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。

※子は、18歳到達年度末までの間にある子か、20歳未満で障害基礎年金に該当する程度の障害がある子

- ①国民年金加入中の人が亡くなったとき
- ②国民年金に加入していた人で日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が亡くなったとき
- ③老齢基礎年金の受給権者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったとき

●保険料納付要件（①・②の場合のみ必要）

死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている（免除・猶予期間等も含む）こと。または、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

年金額 792,100円＋子の加算

3 障害基礎年金

国民年金に加入しているときに初診のある病気やけがで障害者になったとき（過去に被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の人が日本国内に住んでいる間に障害者になったときを含む）障害の程度が障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、または、症状が固定した日）に国民年金法に定める1級または2級の状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

なお、障害認定日に該当しなくても、65歳になるまでに症状が悪化し、1級または2級の状態になった場合（65歳までに請求）も支給されます。

●保険料納付要件

障害のもととなった病気やけがで初めて診療を受けた日（初診日）の前日において、初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている（免除・猶予期間等も含む）こと。または、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

年金額

- 1級……990,100円
 - 2級……792,100円
- ＋子の加算

※子の加算額は、2人目まで1人につき227,900円、3人目以降は1人につき75,900円となります。

国民年金の独自給付 第1号被保険者の方へ

付加年金

●国民年金第1号被保険者が加入できます。

（ただし、国民年金基金加入者または第1号被保険者で免除を受けている方は加入できません。）

●付加年金は、月額400円の付加保険料を納めることにより、次の式によって計算された額が、老齢基礎年金に加算されます。

(加算額)
200円×付加保険料納付月数

寡婦年金

●第1号被保険者として、保険料を25年以上納めた（免除を含む）夫が年金を受けることなく亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。ただし、10年以上の婚姻期間が必要です。

●年金額は、夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額です。

死亡一時金

●第1号被保険者として保険料を納めた月数と免除を受けた月数を合算した月数が36月以上ある人が年金を受けずに亡くなった時、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、亡くなった方と生計を同じにしていた遺族に支給されます。

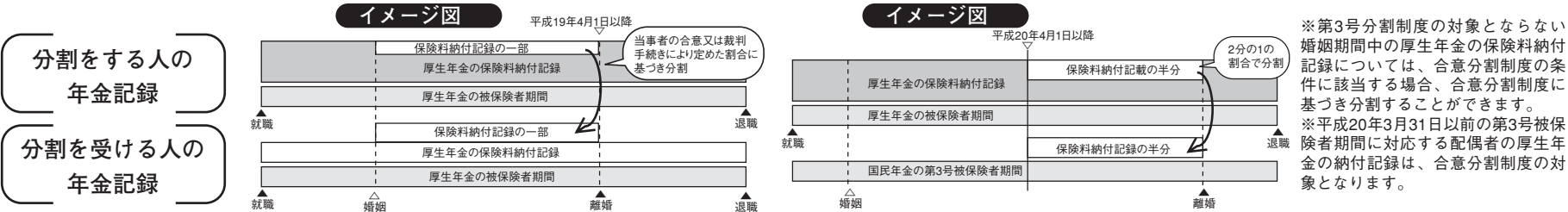
保険料納付済月数	死亡一時金の額	備考
36月以上180月未満	120,000円	●納付月数は、定額納付月数＋1/4免除期間×3/4＋半額免除期間×1/2＋3/4免除期間×1/4で算出します。 ●付加保険料納付期間が3年以上ある場合には左記の金額に8,500円が加算されます。
180月以上240月未満	145,000円	
240月以上300月未満	170,000円	
300月以上360月未満	220,000円	
360月以上420月未満	270,000円	
420月以上	320,000円	

年金事務所からのお知らせ

離婚時の年金分割制度

平成16年の制度改正によって、平成19年4月から離婚時に厚生年金の分割が可能となるしくみ(合意分割)が創設されました。また、平成20年4月からは第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(第3号分割)が始まりました。合意分割と第3号分割の違いは、以下のとおりです。

	●合意分割制度	●第3号分割制度
対象となる期間	平成19年4月1日以降に離婚をした場合、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録(夫婦合計)	平成20年4月1日以降に離婚をした場合、平成20年4月1日から離婚するまでの第3号被保険者期間
分割の割合	当事者間の合意または裁判手続きにより定められた割合で、最大夫婦合計の2分の1	合意なしで、第3号被保険者期間に対応する配偶者の厚生年金納付記録の2分の1
請求できる人	当事者の一方による請求	第3号被保険者であった人による請求



国民年金と税

◆保険料と税

年内に納めた保険料は「社会保険料控除」として全額所得税や市民税の課税対象の所得から控除が受けられます。
この「社会保険料控除」を受けるには、保険料を納めたことを証明するものを添付しなければなりません。
そこで、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。この証明書を「年末調整」や「確定申告」の際ご利用ください。

国民年金保険料を納めると税金の負担が軽くなります。

社会保険料控除は、本人分だけでなく家族分の保険料を納めた場合も対象となります。また、過去の分をさかのぼって納めた場合も控除の対象になります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」いつ送られますか？

◎1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方……**11月に送られます。**
◎10月1日から12月31日までの間に、初めて国民年金保険料を納付した方……**翌年2月に送られます。**
※保険料を納めたときに交付される領収証も、保険料支払いの証明書としてご利用できます。

このように、公的年金は、社会保険料控除が受けられることにより税負担が軽くなるようになっています。
公的年金の保険料を納めることは、将来の確実な年金を約束されることと同時に、税金の面でもメリットがあります。

年金受給者のみなさまへ ~こんなときはこんな手続きを！

誕生月がきたとき

年金受給権者現況届

(住民票コード届済みの方は原則不要)
住民票コード未届けなどの方には、誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入し返送してください。

住所や年金の受取先を変えるとき

年金受給権者住所・支払機関変更届

住所や年金の受取先金融機関を変更する場合、必ず変更届を提出してください。届出は、住所を管轄する年金事務所まで。届出用紙は年金事務所や各市区町村の国民年金窓口にあります。

年金を受けている方が亡くなったとき

年金受給権者死亡届

年金を受けている方が亡くなったときは、亡くなった方の年金証書及び死亡を証明する書類を添付し、すみやかに届出してください。届出が遅れると、年金の過払いが生じ、遺族の方に後で返していただく場合がありますのでご注意ください。

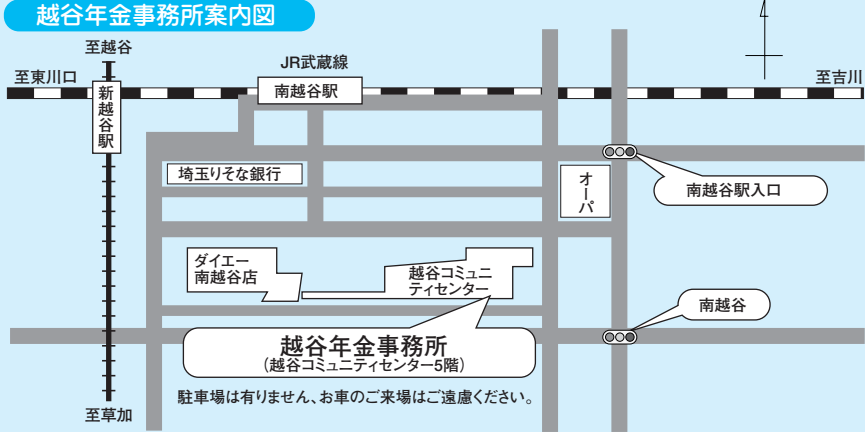
未支給年金

亡くなった方が受け取るはずであった年金が残っているときは、生計を同じくしていた遺族に支給されます。
上記死亡届の添付書類に加え、請求者の戸籍謄本、住民票等を添付し年金事務所です手続きしてください。

- 国民年金の問合せは
草加市保険年金課年金係
〒340-8550 草加市高砂1-1-1 ☎048-922-0151(代表)内線3271~3
☎048-922-1596(直通)
- 厚生年金・国民年金の問合せは
越谷年金事務所
〒343-8585 越谷市南越谷1丁目2876-1 越谷コミュニティセンター5階
☎048-990-3905(国民年金課)・048-990-3900(年金給付課)

ご利用ください

- 日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
 - ★いろいろなことが調べられます
・年金の基礎知識・裁定請求等各種手続き ほか
 - ★年金額の簡易試算ができます
※このサービスは、年金額を簡易に試算するものではありません。お気軽にご利用ください。ただし、試算結果は将来の年金額を保障するものではありません。
- 問合せは「年金ダイヤル」へ
○年金請求などの年金相談 ☎0570-05-1165
○年金を受けている方の年金相談 ☎0570-07-1165
受付時間 AM8:30~PM5:00 (土・日・祝日除く)



※平成22年10月から埼玉県全域で、次の委託業者が電話や戸別訪問などで国民年金保険料の納付案内を行っています。
【委託業者名】(株)アイヴィジット 【問合せ先】0120-92-7866